# 婚姻届ご結婚おめでとうございます。

\*婚姻届と同時に住所異動を行う場合、住民異動届の提出も必要となります。

ただし、休日・夜間窓口に提出する場合は、住民異動届の受付はできません。後日、住民異動届を窓口にご提出ください。その際、戸籍の届出をしたことを職員にお伝えください。

\*窓口にお越しの方は本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など)をお持ちください。

#### ★大切なお知らせ★

婚姻届の内容は戸籍や住民票に記載されますが、反映には日数がかかります。(詳細は、窓口でお尋ねください。) また、松山市以外に本籍や住所を置いている方は、直接その市区町村にお問い合わせください。

> 戸籍担当 089-948-6344 住民記録担当 089-948-6337

### 関連する主な手続

#### の項目については、市民課・各支所で手続できます。

※項目内の命は市民課、回は中島支所、即は北条支所です。

※市民課の受付延長時(毎週木曜日、毎月第2土曜日)は取り扱いできない手続きがあります。

	項目	内 容 【 】内は、手続に必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
	マイナンバーカード	○(氏名・住所が変更になる場合)券面記載事項変更届 【マイナンバーカード・暗証番号】 *原則本人又は同一世帯員に限り手続可能	市 民 課 948-6569
	四署名用電子証明書	○(氏名・住所が変更になる場合)署名用電子証明書発行申請 【マイナンバーカード・暗証番号】 *代理人による申請は、市民課のみで受付(発行までに日数が必要)	(本館1階)
	住民基本台帳力 ド	○(氏名・住所が変更になる場合)券面記載事項変更届 【住民基本台帳カード・暗証番号】 *原則本人又は同一世帯員に限り手続が可能	市 民 課 948-6337 (本館 1 階)
健康	口 松 山 市 国民健康保険	<ul> <li>○(氏名・住所等が変更になる場合)変更届【国保証】</li> <li>*限度額適用認定証をお持ちの場合は別に手続が必要になります。</li> <li>*保険料の納入通知書は後日郵送で届きます。</li> <li>◆松山市国民健康保険から他の保険に加入する場合</li> <li>○新しい保険証ができてから、資格喪失届【国保証・新しい保険証】</li> <li>*新しい保険資格ができた後に国保証を使用して医療機関等にかかった場合、松山市が負担した医療費を請求させていただくことがあります。</li> <li>◆他の保険から松山市国民健康保険に加入する場合</li> <li>○加入手続【資格喪失証明書】</li> </ul>	健康保険課948-6363(別館3階)
険	□ 後期高齢者 医 療	○(氏名・住所が変更になる場合)新しい被保険者証は後日郵送で届きます。お持ちの被保険者証はお返しください。 *限度額適用認定証をお持ちの場合も同様 *世帯状況の変化により被保険者証の負担割合変更、限度額適用認定証の区分変更(又は非該当)になる場合があります。	健康保険課948-6941(別館3階)
	その他の 口健康保険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険 <u>以外の</u> 健康保険に加入のた 険者(勤務先など)にご確認ください。	方は、それぞれの保
年	口国民年金	<ul><li>○(氏が変更になる場合)年金手帳の氏名変更欄を自分で記載</li><li>*納付書は、新たに発行される分でも、お手持ちの分でも使用可能</li><li>○(厚生年金等の被扶養配偶者[3号]になる場合)配偶者の勤務先で手続</li></ul>	保険給付・年金課 948-6356 (別館3階)
金	その他の 口年金 (市役所以外の手続)	○厚生年金等(2号)被保険者は、それぞれの勤務先にてご確認ください。	

## 赤い糸、50年経ったら 金の糸



この"ことば"は、ことばのちから実行委員会主催「だから、ことば大募集」の応募作品です。

			担 当 課
I	項 目	内 容 【 】内は、手続に必要なもの	(市外局番 089)
<b>二</b> 印	鑑登録	<ul> <li>○(氏に変更がない場合)手続は必要ありません。</li> <li>○(氏に変更があり、登録印に変更前の氏が含まれている場合)登録が抹消されるため必要な方は登録申請</li> <li>【登録する印鑑・官公署発行の顔写真付本人確認書類(マイナンバーカード・免許証・パスポートなど)】</li> <li>*届出人が代理の場合(委任状が必要)や、官公署発行の顔写真付本人確認書類がない場合は、登録までに日数がかかります。</li> <li>○(旧氏の印鑑登録を希望する方)窓口でご相談ください。</li> </ul>	市 民 課 948-6338 (本館 1 階)
	立小中学生保護者)	○(保護者を変更する場合)学校へ連絡	学 校 教 育 課 948-6870 (第4別館3階)
口児	童 手 当 公務員を除く)	- (> -(1) - (1) -	子育て支援課 948-6354 (別館2階)
医療量品	重度心質がい者	○ (体験社で変叉する物質) 変叉曲 【 <b>以前の爻帕社証】</b> ○ (保除証が亦重にたる場合) 亦重は 【新しい保除証 い前の <b>高終考証</b> 】	障がい福祉課 948-6936 (別館1階) 子育て支援課
助成口	<b>※・●でも</b> す ひ と り 親 家 Ø	○貸格喪失手続     ○ハトN朝宮庭医療费受給者証けお返しださい	948-6888 (別館2階)
口児	<b>※⊕でも</b> 章 童 扶 養 手 当		子育て支援課 948-6845 (別館2階)
□身	<b>※⊕・⊕・⊕でも</b> 両体障害者手帆	○(氏名・任所寺が変更になる場合)変更油 <b>【身体障告有手帳】</b> 	障がい福祉課
口療	<b>※●・むでも</b> 育 育 手 帺		948-6369
口精保	神 障 害 者 健福祉手帆		א אא ניכל (
口介	護 保 隊	○(氏名・住所等が変更になる場合)新しい被保険者証は後日郵送で届きます。お持ちの被保険者証はお返しください。 *負担割合証・負担限度額認定証等をお持ちの場合も同様 *世帯の課税状況等の変化から負担限度額の段階が変更になる場合は、 改めて審査を行うため再度、負担限度額認定申請を行う必要があります。	介護保険課948-6919(別館2階)
口各	<b>※⊕・⊕でも</b> 草 種 市 於		納 税 課 948-6270 (本館2階)
口 市	県 民 称	確定申告(市県民税申告)時に、配偶者控除等の申請ができる場合があります。給与所得の方は年末調整時に勤務先でご確認ください。	市 民 税 課 948-6291 (本館2階)
口本	人通知制度	○(本籍を中外から松田市内に異期した場合)変更庙	市 民 課 948-6342 (本館1階)
<b>-</b> 18	氏 併 話	○(登録している旧氏を変更したい場合)変更申請 【婚姻後の戸籍謄本など】 ○(登録している旧氏を削除したい場合)削除申請	市 民 課 948-6337 (本館1階)
□飼	い メ	○(所有者氏名・所在地が変更になる場合)犬の所在地等変更届 【登録番号の分かるもの(鑑札など)】 ○(国にマイクロチップ登録している犬)所在地変更届は必要ありません。 指定登録機関の日本獣医師会へご連絡ください。	生活衛生課911-1862(保健所1階)